

## 平成 29 年度用『情報のノート 新・社会と情報』訂正のお願い

平成 29 年 4 月に供給させていただきました『情報のノート 新・社会と情報』におきまして、以下の訂正がございます。深くお詫び申し上げますとともに、訂正内容にご留意のうえご指導いただきたく、謹んでご連絡申し上げます。

ご高配のほど、よろしくお願い申し上げます。

日本文教出版株式会社

No	訂正部分		原 文	訂 正 文
	ページ	問題番号		
1	16	大問 4	▼(② 青少年インターネット環境整備法)により、18 歳未満の青少年が携帯電話等を利用する場合には、(①) サービスを適用することが義務づけられている。	▼携帯電話事業者が、18 歳未満の青少年にインターネット接続サービスを提供する場合、(①) サービスの利用を条件とすることが、(② 青少年インターネット環境整備法)で義務づけられている。
2	48	大問 1	▼(②) は、通信内容を(①)する方法としては有効だが、情報が(④ 改ざん)されていないことを証明するには別のしくみが必要となる。そこで、(①)の技術を応用した(⑤ 電子署名)が使われている。(⑤)だけではなりすましを防ぐことができないため、送られてきた公開鍵が正当なものであることを証明する方法として(⑥ 電子証明書)が用いられる。～	▼(②) は、通信内容を(①)する方法としては有効だが、情報が(④ 改ざん)されていないことを証明するには別のしくみが必要となる。そこで、(①)の技術を応用した(⑤ 電子署名)が使われている。(⑤)だけではなりすましを防ぐことができないため、送られてきた公開鍵が正当なものであることを証明するために(⑥ 電子証明書)がある。～

1. 義務を課せられる主体を明確にするための修正です。

この内容についてのお問い合わせ先 編集部直通 03-3389-9351